

## 平成29年度体験記事事業「地域のふれあい・ささえあい」開催要領

### 1 目的

児童が成長する上で心のよりどころとなる家族や地域の方々に着目し、児童が作品を制作することを通じて、児童を見守る人々の愛情に気付き、ふれあいの大切さを考える機会を設定する。また、作品制作への関わりや作品鑑賞を通して、家族や地域の方々など、児童を見守る人々に、児童とのふれあいや体験の重要性を改めて考える機会を提供するとともに、児童との積極的なふれあいや体験を促す。

### 2 主催等

主催 こころの東京革命協会  
共催 東京都  
東京都教育委員会  
後援 毎日新聞社  
協賛 東京都未成年者喫煙防止協議会  
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社  
東京ガス株式会社  
株式会社明治  
株式会社東京エイドセンター

### 3 実施日程

募集期間 平成29年6月5日（月曜日）から平成30年1月10日（水曜日）まで  
表彰式 平成30年3月4日（日曜日）  
展示会 平成30年3月5日（月曜日）から平成30年3月11日（日曜日）まで

### 4 応募資格

都内に在住または在学の小学生

### 5 募集内容

「地域のふれあい・ささえあい」をテーマとし、家族や地域の方々などとのふれあいを通じた体験についての絵と、それにまつわるエピソードを募集する。

### 6 応募方法

- (1) 絵は、画用紙（四ツ切を上限とする）を縦または横に使う。裏面に、学校の住所、学校の電話番号、担当教員の氏名を記入すること。
- (2) エピソードは、B4の白紙または原稿用紙に、題名、学校名、学年、氏名（ふりがな）を記入し、低学年は100文字以上200文字以内、高学年は300文字以上400文字以内で書くこと。原則自筆とするが、やむを得ない事情がある場合にはこの限りではない。絵とエピソードが同時に正面から見えるように、紙を絵の下部に貼り付けること。
- (3) 学校からまとめて応募する場合は、学校推薦制度を推奨する。学校ごとの応募総数のうち、10パーセント程度の数の作品を選定作品とし、選定作品のうち15%（端数切捨て）の数の作品を推薦作品とすることができる。推薦に当たっては、生徒の実態を踏まえた教育的配慮の上で行ってよい。なお、選定作品及び推薦作品については応募総括票及び選定作品該当者名簿

- に記載し、作品と共に提出すること。推薦作品には、会長特別賞以上の賞の授与を検討する。
- (4) 作品は郵送、交換便、もしくは都庁への持参で受け付ける。送料等は応募者の負担とする。
  - (5) 応募作品は、未発表のもので、一人1作品に限る。
  - (6) 応募作品は原則として返却しない。ただし、応募総括表にて返却を希望した場合は、所定の手続きに沿って学校単位で返却する。

## 7 応募先

〒163-8001

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 都庁第一本庁舎北塔34階  
東京都青少年・治安対策本部総合対策部青少年課「体験記事業」担当宛

## 8 審査及び表彰

- (1) 応募作品の審査は、第一次審査から第三次審査までは東京都及びこころの東京革命協会で行い、最終審査は審査員の協議で行う。
- (2) 表彰内容は次のとおりとする。
  - ア 知事賞を1人選出し、賞状と図書カード（5千円）を贈呈する。
  - イ 東京都教育委員会賞を1人選出し、賞状と図書カード（3千円）を贈呈する。
  - ウ 審査員特別賞を20人選出し、賞状と図書カード（2千円）を贈呈する。
  - エ 会長特別賞を応募総数に応じて若干名選出し、賞状を贈呈する。
- (3) 知事賞、教育員会賞及び審査員特別賞の贈呈については、平成30年2月上旬以降に学校を通じて受賞者本人及び関係者に通知するとともに、こころの東京革命協会及び東京都のホームページで発表する。また、会長特別賞の贈呈については、平成30年3月上旬以降に学校を通じて本人及び関係者に通知し賞状を送付するとともに、こころの東京革命協会のホームページにおいて発表する。
- (4) 入賞作品は、作品集、こころの東京革命協会及び東京都のホームページに掲載するとともに、一部の絵については「家族ふれあいの日」リーフレットその他協会印刷物で活用することがある。
- (5) 応募者全員に、参加賞を贈呈する。

## 9 表彰式

- (1) 日時  
平成30年3月4日（日曜日）午後2時から午後3時30分まで
- (2) 場所  
都庁第一本庁舎5階 大会議場
- (3) 参加者  
知事賞、東京都教育委員会賞及び審査員特別賞受賞者（22名）及びその関係者
- (4) その他  
受賞者22名については、絵とエピソードについて舞台上で発表するものとする。

## 10 作品の展示

受賞作品については、表彰式の後、以下のとおり展示を行う。

- (1) 日時  
平成30年3月5日（月曜日）から平成30年3月11日（日曜日）まで  
※各日午前9時30分から午後5時30分まで見学可

- (2) 場所  
都庁第一本庁舎45階南展望室展示スペース
- 1.1 作品の返却  
作品は原則返却しないが、申込時に応募総括票にて希望した場合、以下のように返却する。
  - (1) 対象：今年度応募があった作品
  - (2) 期間：平成30年3月6日（火曜日）から同月16日（金曜日）まで  
※10日（土曜日）及び11日（日曜日）を除く。  
※各日午前10時から午後5時45分まで受付
  - (3) 場所：東京都庁第一本庁舎北塔34階 青少年・治安対策本部青少年課
  - (4) 返却方法について
    - ア 返却希望の場合、受取日時の確認のため、必ず事前に担当まで電話をする。
    - イ 上記期間内に、応募者在籍校の教職員が、返却場所まで来庁し、作品を受け取る。保護者等へは返却しない。また、郵送等の方法での返却はしない。
    - ウ 作品を入れる袋等は各校で用意する。
    - エ 個人で応募した場合の返却方法については、個別に相談を受け付ける。
  - (5) その他、注意点等
    - ア 応募総括票にて返却の希望がなかった場合や指定期間内に受取のなかった場合は、協会でも適切に処分する。
    - イ 作品は十分気を付けて取り扱うが、万一の一部破損、汚れ等は御容赦いただく。なお、審査の関係で作品の裏面に通し番号を付す。
    - ウ 知事賞、東京都教育委員会賞、審査員特別賞受賞作品については、展示会終了後、こころの東京革命協会から所属学校宛て送付する。
- 1.2 個人情報等の取扱
  - (1) 受賞者の氏名、学校名、学年をこころの東京革命協会及び東京都のホームページに掲載するとともに、知事賞、東京都教育委員会賞、審査員特別賞の作品等を冊子にまとめ、各学校、青少年関係団体、都民等へ配布する。
  - (2) 応募作品に記載されている個人情報（氏名・学校名・学年）、学校の住所、学校の電話番号、担当教員の名前については、こころの東京革命協会及び東京都で、平成29年度こころの東京革命体験記事の実施に限定して共同利用を行う。